

福岡県ベンチャービジネス支援協議会

中国における現地情報

2022 年 8 月 12 日株式会社フェアコンサルティング上原 行雲

社会保険料の納付猶予政策の範囲拡大について

新型コロナウィルスの感染拡大により財政状況が困難に陥っている企業に対して、人的社会保障部、国家発展改革委員会、財政部、国家税務総局は2022年5月31日、「社会保険料の段階的な納付猶予政策範囲等の問題に関する通知(人社部発[2022]31号、以下31号通知)」を公表しました。

具体的には、特に困難に陥っていると考えられる飲食業、小売業、観光業、民間航空業、道路・水路・鉄道等の輸送業に加え、新たに 17 業種¹を対象範囲に含めることとしました。31 号通知の主な内容は以下のとおりです。

実施対象範囲業種の拡大

納付猶予政策の実施対象となる業種範囲を拡大する。飲食業、小売業、観光業、民間航空業、 高道路・水路・鉄道等輸送業の特に困難に陥っている5つの業種に対する3項目²の社会保 険料の段階的な納付猶予政策の実施を基本とし、新型コロナウィルスの影響を大きく受け ているサプライチェーン、生産経営が困難な企業を中心に、さらに実施対象の範囲を拡大す る。納付猶予拡大の業種に属する企業は、3項目の社会保険料の会社負担分について納付猶 予を申請することが可能となる。そのうち、養老保険料の納付猶予期間は2022年末まで、 労災保険、失業保険の納付猶予期間は1年以内となる。既存の5つの業種についても、養 老保険の納付猶予期間は2022年末までとなる。なお納付猶予期間においては、滞納金は発 生しない。

中小零細企業なども申請可能

新型コロナウィルスの大きな影響を受け、生産経営が困難な中小零細企業についても納付 猶予政策の実施対象とする。新型コロナウィルスの影響が深刻な地域で、生産経営が一時的 に困難となったすべての中小零細企業、または事業単位方式で社会保険に加入する個人事

フェアコンサルティンググループ

¹ 農業・食品加工業、紡織業、アパレル・服飾業、製紙・紙製品業、印刷・記録メディア複製業、医薬品製造業、化学繊維製造業、ゴム・プラスチック製品業、汎用設備製造業、自動車製造業、鉄道・船舶・航空宇宙・その他運輸設備製造業、計器・メーター製造業、社会事業、ラジオ・テレビ・映画・音響制作業、文化芸術業、スポーツ業界、娯楽業の17業種。

² 養老保険、労災保険、失業保険の3項目。



業主は、3項目の社会保険料の会社負担につき納付猶予を申請することを可能とする。納付猶予期間は2022年末までであり、納付猶予期間において滞納金は発生しない。企業従業員基本養老保険料に加入する事業単位または社会団体、基金、社会サービス機構、弁護士事務所、会計士事務所等の社会組織に対しても同様に実施する。

雇用の安定化による優遇政策

雇用の安定に向けた雇用保険の役割をさらに発揮する。具体的には、大型企業の雇用安定還付率を30%から50%まで引き上げる。就職維持訓練補助金の範囲も拡大し、中高リスク地区における中小零細企業に限らず、大型企業についても対象に追加する。各省(自治区、直轄市を含む)は、新型コロナウィルスの影響の程度及び基金の残高状況を鑑みながら、中高リスクでない地区における飲食業、小売業、観光業、民間航空業、道路・水路・鉄道等の輸送業の5業種に属する企業を対象に追加することが可能となる。上記2つの政策の実施要件及び実施期間は「失業保険料による雇用安定と技能向上に関する通知」(人事社会保障部〔2022〕23号)と同一である。また、大学新卒者を採用し労働契約を締結した企業に対しては、失業保険に加入することを前提に、1人当たり1,500元を超えない一時的な雇用拡大補助金を支給する。具体的な補助額は各省が決定し、一括雇用補助政策の適用を同時に受けることはできない。実施期間は2022年末までとする。

今回の社会保険の納付猶予通知は納付免除ではなく、あくまで納付期限の延長であるため、 申請する企業に関しては資金繰り及び納付漏れについてご留意下さい。

<連載コラム>

中国なんくるないさ~通信 No.15

最近、上海市において酷暑日が続いています。8月5日にいたっては一時的ではありますが、携帯のアプリで表示される気温が48度まで上昇しました。また、翌日6日は上海市が37度、沖縄が31度、東京が27度となり、他地域と比較しても上海市が一段と暑いことがわかります(下記スクリーンショット参照)。





中国各地で例年以上の猛暑となっていますが、中国には高温手当というものがあることをご存じでしょうか。高温手当とはその名の通り、労働環境が高温になった場合に、雇用者から従業員に対して支払われる手当の事を指します。基準は各都市で若干異なりますが、一部各都市の高温基準と手当の基準額を以下の表にまとめてみました。

都市	対象期間	高温基準	金額(人民元)
上海市	6~9月	屋外作業 ³	300 元/月
		屋内 33 度以上	
北京市	6~8月	屋外作業	180 元/月
		屋内 33 度以上	120 元/月
広州市	6~10 月	屋外作業	300 元/月 or
		屋内 33 度以上	13.8 元/1 日
深セン市	6~10 月	屋外作業	300 元/月 or
		屋内 33 度以上	13.8 元/1 日
蘇州市	6~9月	屋外作業	300 元/月
		屋内 33 度以上	
成都市	期間の定めなし	屋外 35 度以上	12-18 元/日
		屋内 33 度以上	

2012年から運用が開始した高温手当ですが、当初は高温手当の支給基準に達しないよう、 当局や工場などが気温を意図的に操作しているという噂もありました。ただ、今年のように 猛烈な高温となると、高温手当を支給して欲しいというよりも、命の危険を感じて働きたく ない労働者も多いのではないでしょうか。

8月も中旬となりましたが、涼しい秋の風を楽しみに、この猛暑を乗り切りましょう。

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 蘇州分公司

北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 蘇州工業園区華池街 88 号

嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 晉合広場 2 号 11 F 1176 室

電話: +86-10-8524-0758 電話: +86-512-8916-5176 担当: 栗村 (AWAMURA) 担当: 栗村 (AWAMURA)

日本国公認会計士日本国公認会計士

hi. awamura@faircongrp. com hi. awamura@faircongrp. com

3 屋外作業は35度以上のみ該当するという見解と、屋外作業であれば気温は関係ないという見解があります。詳細は対象地域の管轄当局へご確認ください。

フェアコンサルティンググループ



上海総公司

上海市黄浦区茂名南路 58 号

花園飯店(上海)601室

電話: +86-21-6473-5450 担当:上原(UEHARA)

日本国公認会計士

ik.uehara@faircongrp.com

広州分公司

広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号

高徳置地冬広場 H座 1501室 V80

電話: +86-20-3268-9966

担当: 古矢 (FURUYA)

日本国公認会計士

yo.furuya@faircongrp.com

成都分公司

四川省成都市成華区双慶路 10 号

華潤大厦 32 層 3201 室

電話: +86-28-6287-7518

担当:上原(UEHARA)

日本国公認会計士

ik.uehara@faircongrp.com

深セン分公司

深セン市福田区深南大道 4019 号

航天大厦 A 座 610 室

電話: +86-755-8252-8290

担当: 古矢 (FURUYA)

日本国公認会計士

yo. furuya@faircongrp.com